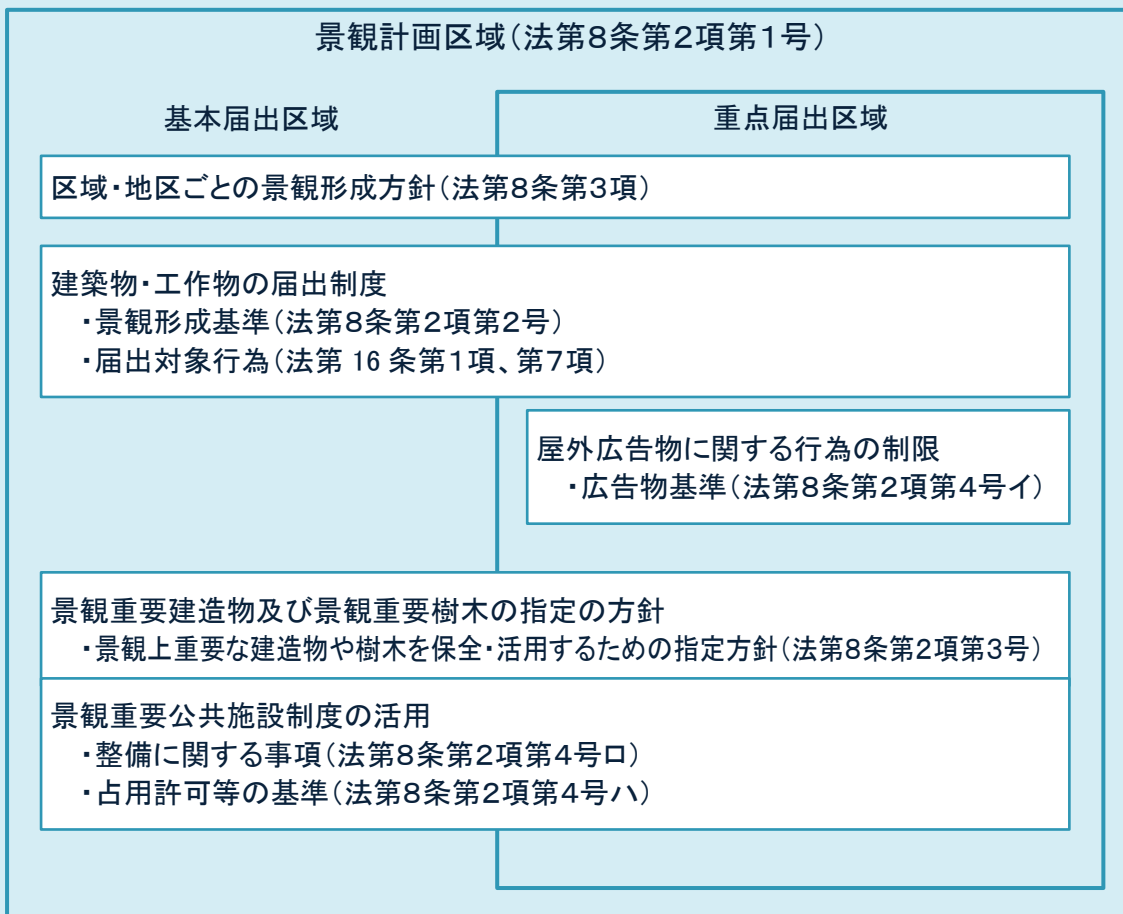


第6章 景観法を活用した景観形成の取り組み

1 景観法に基づく景観計画の枠組み

大阪市では、第4章の景観形成の目標と基本方針を踏まえ、景観法に基づき次に示す枠組みで景観誘導を図ります。

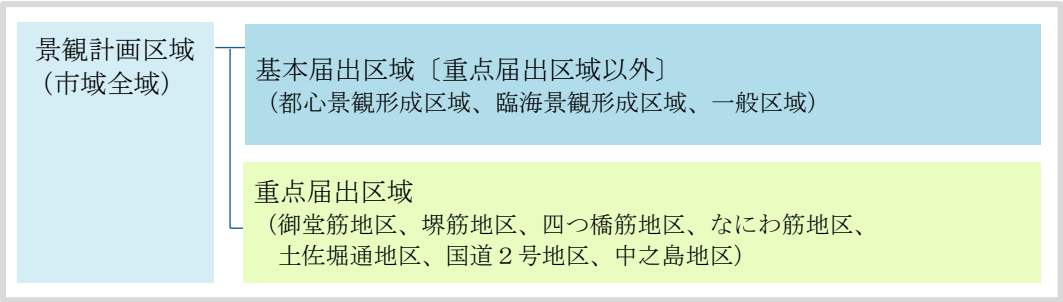
景観計画の枠組み(法第8条)



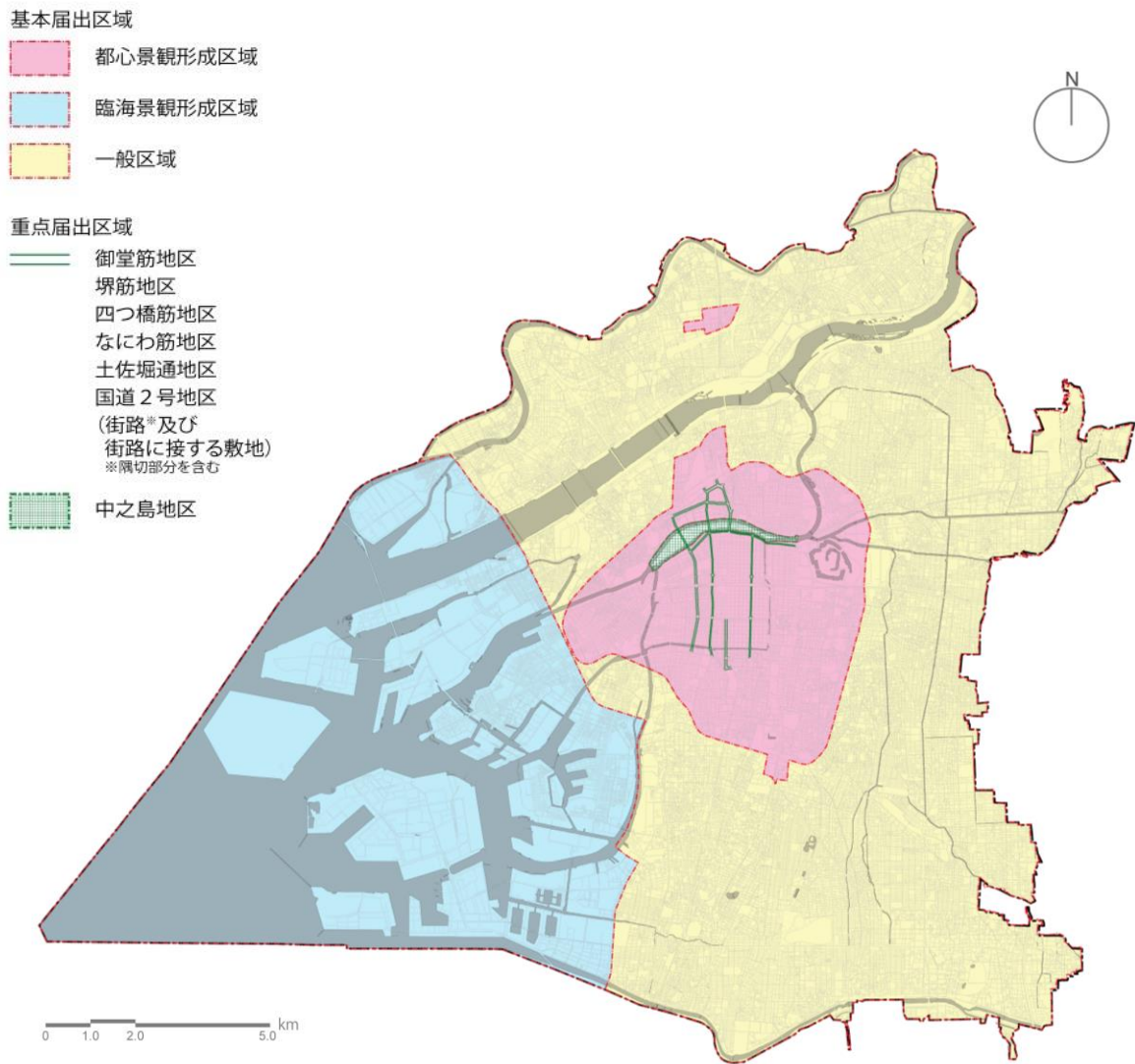
2 景観計画区域等

(1) 景観計画区域（法第8条第2項第1号）

大阪市では、第4章に示す景観形成の目標の実現に向け、市域全域（市域内の地先公有水面を含む。）を景観計画区域として定め、景観計画区域は、①基本届出区域 及び、②重点届出区域により構成し、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ります。



景観計画区域図



① 基本届出区域

基本届出区域は、第2章第3節に示される景観構造の特性のうち、基本となる面的な要素を踏まえつつ、将来的な景観形成を見据え、都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域の3つの区域で構成し、地域ごとの景観特性に応じた詳細な景観誘導を図ります。

区域の設定にあたっては、市民や事業者にとってわかりやすい範囲設定とするため高架道路などの地形地物などを区域界とします。

基本届出区域（3区域）

都心景観形成区域	・ 概ね大阪環状線の内側（重点届出区域を除く） ・ 大阪環状線の外側に位置する新大阪駅西側、大阪駅北側、天王寺駅南側の範囲 【新大阪駅西側】新大阪駅を中心とした商業地域・容積率600%以上の区域 【大阪駅北側】大阪環状線の外側に位置する概ね都市再生緊急整備地域（大阪駅周辺地域）の区域 【天王寺駅南側】大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域（阿倍野地域）の区域
臨海景観形成区域	・ 概ね大阪港に臨む範囲 - 東側：国道43号、木津川、西成区・住之江区の区境界、新なにわ筋 - 西側：大阪湾（市境） 北側：中島川 南側：大和川（市境） - に囲まれた区域
一般区域	・ 都心景観形成区域、臨海景観形成区域及び重点届出区域以外

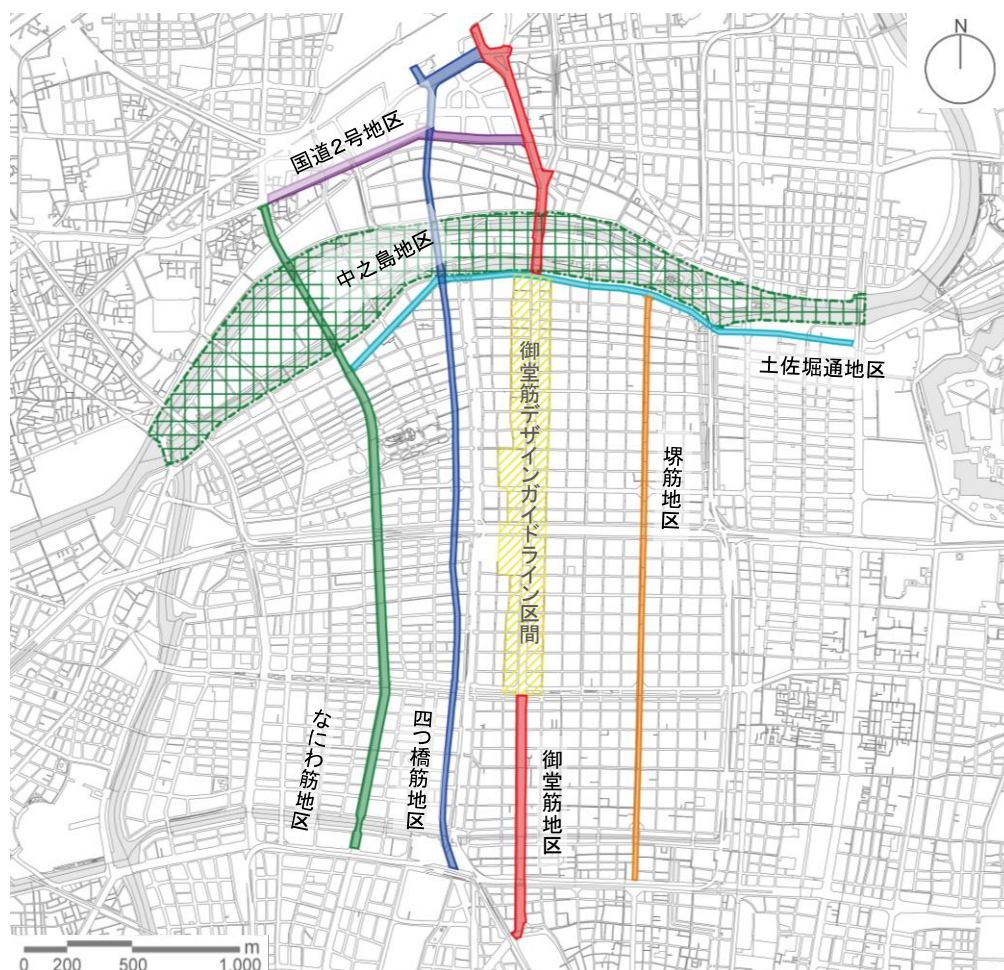
② 重点届出区域

地域固有の特性をいかした重点的な景観形成方策を展開するエリアとして、これまで景観関連施策を実施してきた地区など、一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できる次に示す地区を重点届出区域として定めます。

重点届出区域（7地区）

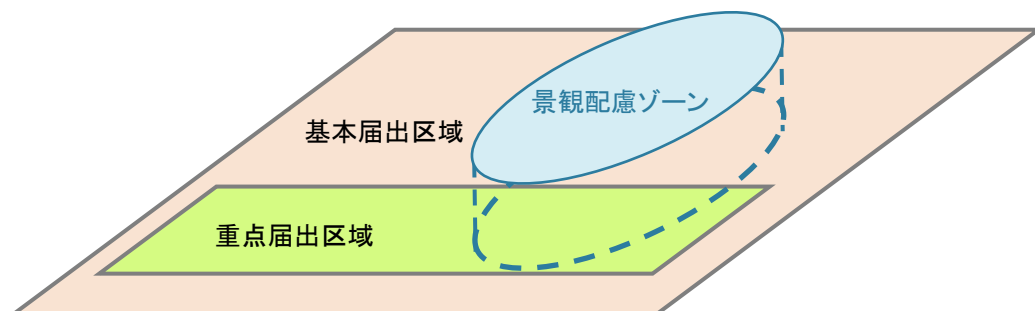
御堂筋地区	御堂筋及び御堂筋に面する敷地【区間／大阪駅前（大阪環状線）～土佐堀通、長堀通～難波駅前（難波西口交差点）】
堺筋地区	堺筋及び堺筋に面する敷地【区間／土佐堀通～千日前通】
四つ橋筋地区	四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地【区間／大阪駅前（阪神前交差点）～千日前通】
なにわ筋地区	なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地【区間／国道2号～千日前通】
土佐堀通地区	土佐堀通及び土佐堀通に面する敷地【区間／なにわ筋～谷町筋】
国道2号地区	国道2号及び国道2号に面する敷地【区間／なにわ筋～御堂筋】
中之島地区	中之島全域、土佐堀川及び堂島川・大川（天満橋～船津橋・端建蔵橋）

景観計画区域図（重点届出区域のみ）



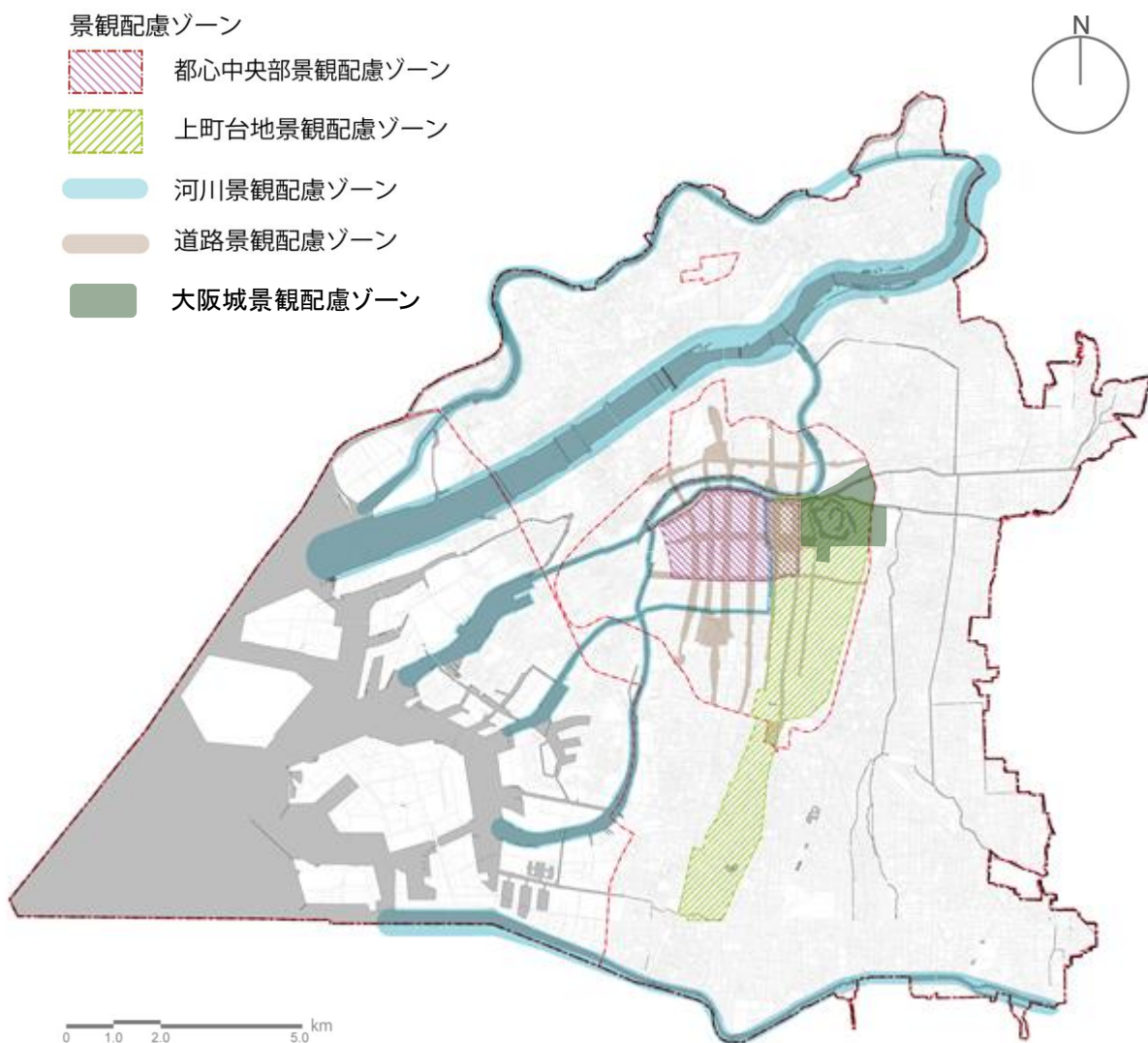
(2) 景観配慮ゾーン

第2章第3節に示される景観構造の特性のうち、地形や市街地構造の景観特性に特に配慮した景観形成を図るべきゾーンを「景観配慮ゾーン」と位置付け、対象となる範囲、景観形成の方針及び基準を定め、基本届出区域及び重点届出区域での景観形成の方針や基準に加え、重層的に景観形成を図ります。



景観配慮ゾーン

-  都心中央部景観配慮ゾーン
-  上町台地景観配慮ゾーン
-  河川景観配慮ゾーン
-  道路景観配慮ゾーン
-  大阪城景観配慮ゾーン



① 都心中央部景観配慮ゾーン

都心中央部においては、風格のある「大通り（広幅員道路）」やまとまりの感じられる「地区道路（中小幅員道路）」の特性をいかして、沿道のまちなみを整えるとともに、船場をはじめ市民に親しまれている都心の魅力を高めることにより、ゆとり・うるおい・にぎわいのある景観形成を図ります。

② 上町台地景観配慮ゾーン

上町台地においては、坂や崖など地形の変化に富んだ景観特性が随所に見られる他、風致地区や古墳などの緑や、大阪城、寺町、住吉大社などの歴史的な地区が、上町台地上に重なっています。これらの特性をいかして、坂の下からの見え方への配慮や緑、歴史景観資源との調和に配慮した景観形成を図ります。

③ 河川景観配慮ゾーン

景観上骨格となる河川及び河川沿川のまちなみについて、対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮した景観形成を図ります。また、中之島等（※5）においては、水辺の景観を魅力的に望める場所を主要な視点場として設定し、大阪の顔としてふさわしい水辺の眺めを創出できるよう景観形成を図ります。

④ 道路景観配慮ゾーン

景観上骨格となる道路及び道路沿道のまちなみについて、見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した景観形成を図ります。

⑤ 大阪城景観配慮ゾーン

大阪城公園周辺においては、大阪のランドマークである大阪城天守閣を魅力的に望める場所を主要な視点場として設定し、大阪城天守閣を中心とした象徴的な眺めを創出できるよう景観形成を図ります。

景観配慮ゾーンの区域

都心中央部景観 配慮ゾーン	○以下に示す道路に囲まれた区域及びその区域に接する敷地 東側：谷町筋 西側：新なにわ筋 南側：長堀通 北側：土佐堀通
上町台地景観 配慮ゾーン	○以下に示す河川、道路及び区境界に囲まれた区域 東側：玉造筋、阿倍野筋 西側：松屋町筋、阿倍野区・西成区境、住吉区・住之江区境 南側：長居公園通 北側：大川、寝屋川
河川景観 配慮ゾーン	○以下に示す河川及び沿川区域（当該河川から 50m（淀川は 100m）付近の幹線道路、鉄道等の地形地物を区域線とする。） 淀川、大和川、神崎川、大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川、東横堀川、安治川、尻無川、木津川 ※5 中之島等を示す範囲は、天満橋から船津橋・端建蔵橋の範囲（堂島川、土佐堀川、大川）及び沿川区域とする。
道路景観 配慮ゾーン	○都心景観形成区域内の以下に示す道路及びその沿道区域（路線式の用途地域の範囲とする。） なにわ筋、四つ橋筋、国道 176 号（済生会病院前交差点～梅田新道）、御堂筋、国道 25 号・国道 26 号（難波西口交差点～大阪環状線）、堺筋、天神橋筋、松屋町筋、天満橋筋、谷町筋、あべの筋、上町筋、国道 2 号（大阪環状線～梅田新道交差点）、国道 1 号（梅田新道交差点～大阪環状線）、土佐堀通、本町通、長堀通
大阪城景観配慮 ゾーン	○以下に示す河川、道路、鉄道及び公園に囲まれた区域 東側：大阪環状線、第二寝屋川左岸、上新庄生駒線 西側：谷町筋 南側：中央大通、難波宮公園、中央大通 北側：大川左岸、京阪本線

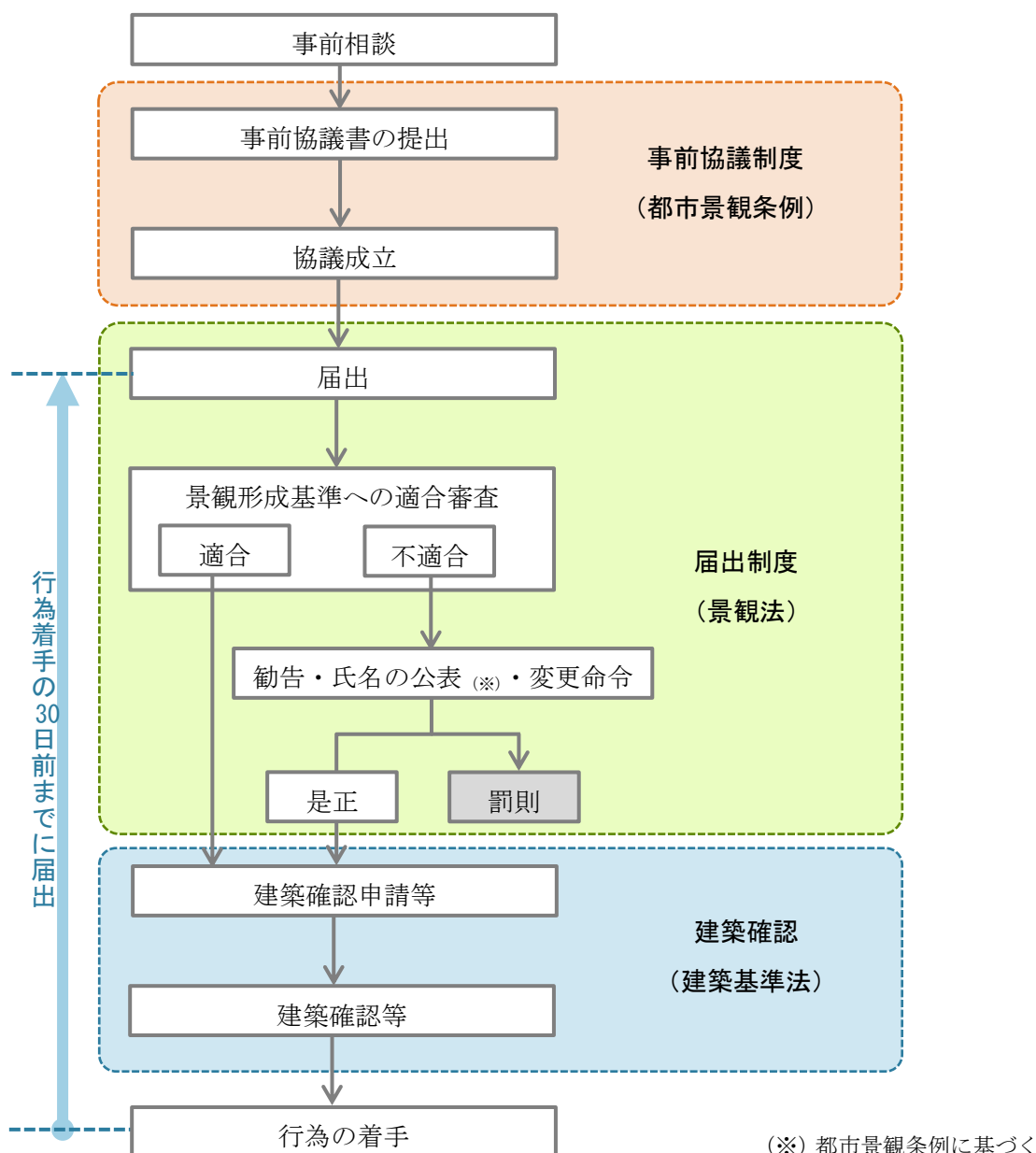
3 建築物・工作物の届出制度

(1) 届出までの流れ

景観計画区域内において一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等（届出対象行為）を行う場合は、良好な景観形成を推進するため、あらかじめ、景観法及び大阪市都市景観条例に基づき、市長に対して届出（国の機関又は地方公共団体が行う行為については通知）を行う必要があります。

また、届出の前段階で、届出に係る建築物及び工作物の景観形成基準や周辺への配慮事項について、都市景観条例に基づき事前協議を行います。

届出内容が景観形成基準に適合しない場合は、勧告や氏名の公表、変更命令を行う場合があります。



（２）届出対象行為（法第16条第1項、第7項）

届出対象行為の種類、規模は次に示すとおりとし、これら全ての行為を特定届出対象行為（景観法第17条1項）とします。

景観計画区域内で届出を行う場合は、（３）に示す景観形成方針や景観形成基準（行為の制限）に適合する必要があります。

なお、景観形成方針は、市民、事業者及び行政の自主的な景観形成や相互に連携、協力した景観形成を進める指針となるものです。届出対象規模に満たない行為についても、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった建築物等の計画とすることが求められます。

○建築物

区 域	届出対象となる建築物	届出対象行為
基本届出区域	(1) 敷地面積が2,000㎡以上の建築物で高さが10m以上であるもの (2) 延べ面積が5,000㎡を超える建築物で地階を除く階数が6以上であるもの	新築、増築（増築後の延べ面積が従前の延べ面積の1.5倍以内のものを除く。）、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替若しくは色彩の変更をいう。以下同じ。）でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの
重点届出区域	規模にかかわらず全て	新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でいずれかの面の修繕に係る面積がその面の従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの

○工作物 1

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域	(1) 高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが5m以上の区間が350m以上連続しているもの（これらの附属施設を含む。）	施工延長が350mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(2) 川幅の平均が100m以上の河川の護岸	施工延長が100mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(3) 橋長が100m以上の橋梁	施工延長が100mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等

重点届出区域	(1) 高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが5m以上の区間が350m以上連続しているもの（これらの附属施設を含む。）	施工延長が350mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(2) 川幅の平均が50m以上の河川の護岸	施工延長が50mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(3) 橋梁	建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等

○工作物2

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域	(1) 煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で高さが20mを超えるもの	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの
重点届出区域	(2) 建築物に設置する煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で、高さが10mを超えるものであって、かつ、当該建築物との高さの合計が20mを超えるもの	

○工作物3

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域	コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの
重点届出区域		

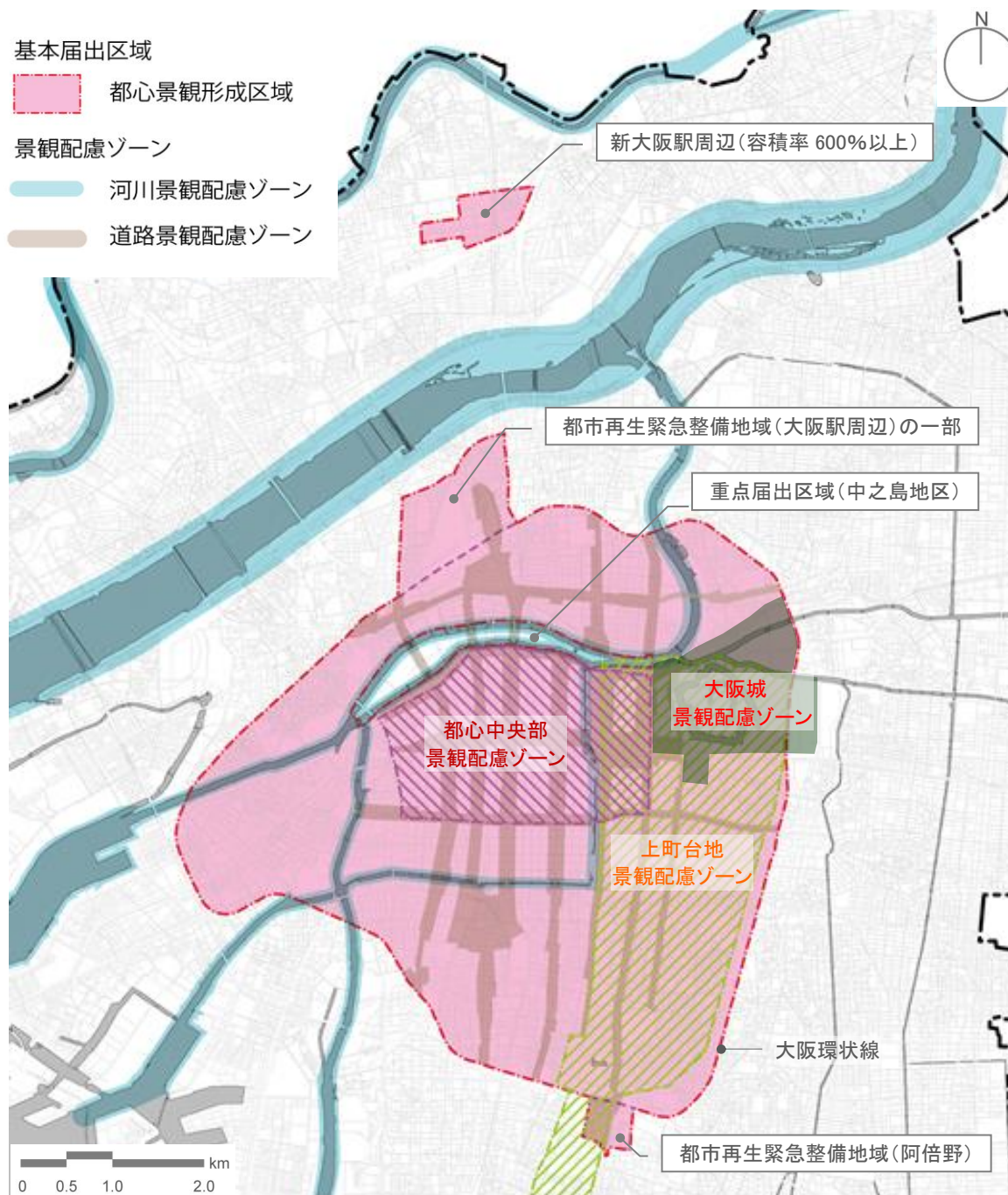
(3) 区域・地区ごとの景観形成方針（法第8条第3項）及び景観形成基準（法第8条第2項第2号）

(3-1) 基本届出区域の景観形成方針及び景観形成基準

1) 都心景観形成区域

①都心景観形成区域の対象範囲

都心景観形成区域は、概ね大阪環状線の内側（重点届出区域を除く）とし、大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域（大阪駅周辺地域の一部・阿倍野地域）や新大阪駅を中心とした商業地域で容積率600%以上の区域を含めた範囲を対象範囲とします。



②都心景観形成区域の景観形成方針

○都心らしいまちの魅力を感じさせる景観の形成

- ・敷地際における歩行者空間、緑地の創出や、低層部デザインの工夫などにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。
- ・駅前空間周辺では、特にオープンスペースや緑が確保された、ゆとりを感じさせる空間を形成する。
- ・建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。

○豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成

- ・住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。
- ・周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることでできる親しみとにぎわいの景観を形成する。
- ・大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、駅前や幹線道路沿道の商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・護岸や橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【都心中央部景観配慮ゾーン】

○まちの魅力の創造

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。

【上町台地景観配慮ゾーン】**○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成**

- ・坂の下からよく視認できる建築物については、坂の下からの見え方にも配慮し、周辺との調和や圧迫感の軽減などについて、配置・意匠等を工夫する。
- ・周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみ・古墳など、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。
- ・地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。

【大阪城景観配慮ゾーン】**○ランドマークの魅力を感じさせる眺望景観の形成**

- ・大阪城天守閣の眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、大阪の象徴的な眺望景観を創出する。
- ・大阪城天守閣への眺望を保全できるよう努める。

○ランドマークをいかした夜間景観の形成

- ・大阪城天守閣を際立たせるとともに、周辺の歴史的景観資源との調和、来訪者を迎え入れる雰囲気づくり、活気・にぎわいと秩序との共存など、ランドマークをいかした夜間景観の創出に努める。

【河川景観配慮ゾーン】**○水辺に映える景観の形成**

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

道頓堀川沿川地域の方針**○「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成**

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道に行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。

道頓堀川西部（浮庭橋以西）：水辺に面する建築物は橋上や水上からの眺めを意識したデザインの工夫や、周囲の建築物にも配慮し、敷地の植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるように努めることにより、ゆとりと安らぎの感じられる開放的な水辺のまちなみを形成する。

○「川沿いの魅力」を高める

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。

道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。

道頓堀川西部（浮庭橋以西）：広がりのある開放的な河川の特徴をいかし、ゆとりと安らぎを感じられる水辺空間の形成や河川の水質浄化などに努める。また、橋梁など構造物のデザインは、魅力ある水辺空間の構成要素の一つとして水辺からの眺めや、中景、遠景も意識したデザインの工夫に努める。

大川沿川地域の方針**○「水辺の魅力」を高める**

- ・良好な河川水質や、夜間も安全で快適な水辺の連続した歩行者空間及び周辺から水辺へのアプローチの確保などに努めるとともに、周辺と調和のとれた建築物低層部や敷地のデザインとすることなどにより、「水辺の魅力」を高め、人々が伝統行事に集い、川沿い

のまちなみの変化が楽しめる、やすらぎや親しみある水辺空間を形成する。 ○「川沿いのまちなみ」の形成 川岸や橋上などの眺める場所や季節、時間帯によって変化する多様で、美しい眺望を有する水辺の景観特性をいかすと共に、川沿いの建築物や構造物などの輪郭や中高層部のデザインについて、周辺とのバランスに配慮することにより、水・緑とまちが調和した「川沿いのまちなみ」を形成する。	
中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）地域の方針	
○「水辺をいかしたまちなみ」の形成 御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。 御堂筋以东：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。 ○水辺の魅力を高める眺望景観の形成 高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。	
大川～安治川沿川地域の方針	
○水辺の魅力を高める夜間景観の形成 高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。	
【道路景観配慮ゾーン】	
○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成 - 見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。 - 道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。	

③都心景観形成区域の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）	
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。	
建築物の建築等	
配置	- 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。 【上町台地景観配慮ゾーン】 - 接道部に空地を設け、緑化に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 - 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 【道路景観配慮ゾーン】 - 建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置な

	どにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・坂の下からの見え方を意識し、壁面の分節化や緑化などにより圧迫感を軽減させるなど、建築物の形態意匠を工夫する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。

	・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場からの大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・中之島等の敷地で河川に面する建築物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に建物中高層部への設置を避けるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の屋上の広告物やサインは、建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣への眺望を遮蔽しないような配置計画に努める。 【河川景観配慮ゾーン】

	・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。
塀・柵	・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。

	・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 ・中之島等の敷地で河川に面する工作物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、護岸や橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。

	・主要な視点場からの眺めに配慮し、工作物上部の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
--	--

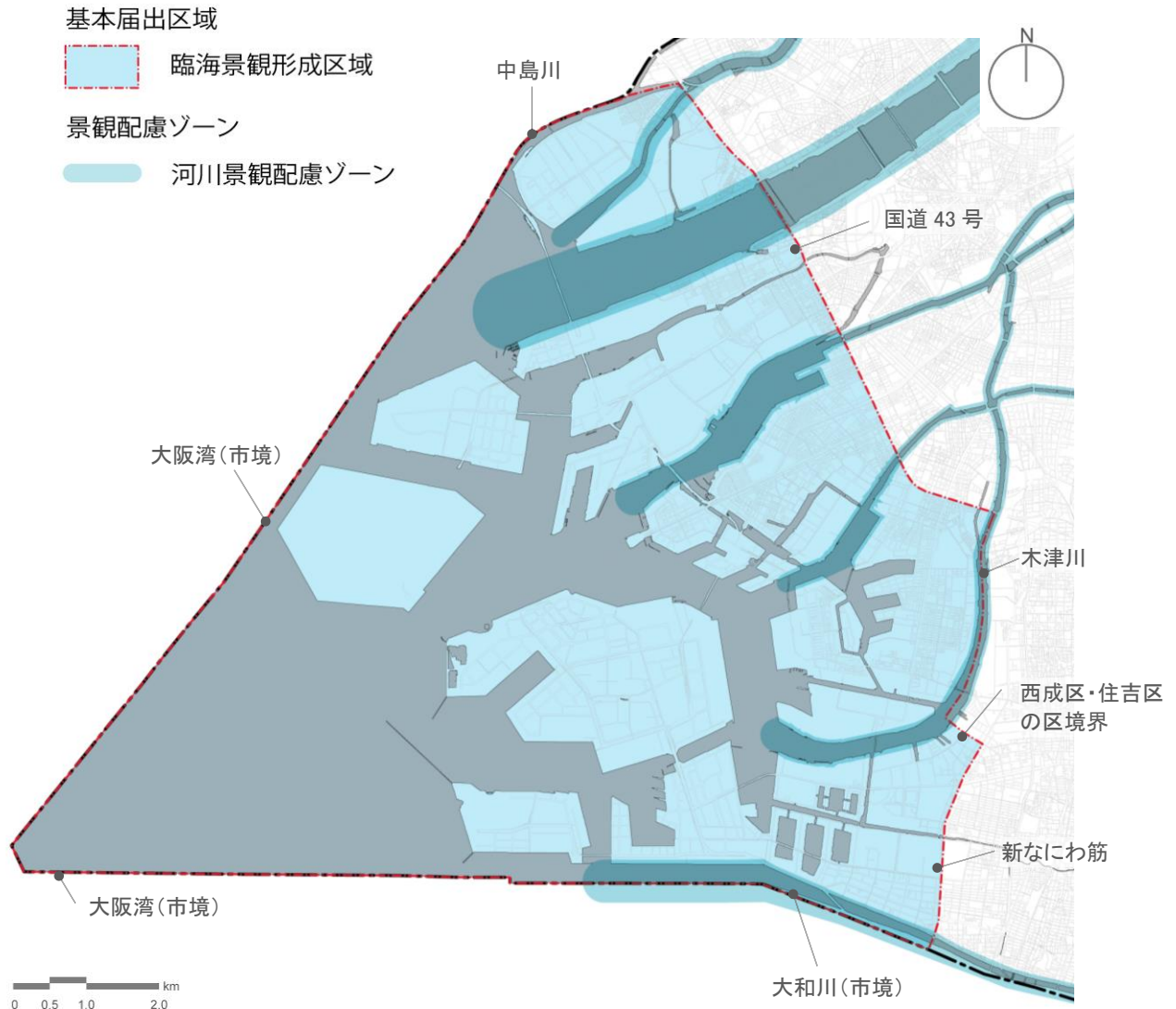
(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。

2) 臨海景観形成区域

①臨海景観形成区域の対象範囲

臨海景観形成区域は、概ね大阪港に臨む範囲とし、河川や幹線道路に囲まれた範囲を対象範囲とします。



②臨海景観形成区域の景観形成方針

○開放的でうるおいのあるウォーターフロント景観の形成

- ・海の玄関口にふさわしい開放的で水辺に映える景観となるよう、建築物のデザインや色彩等に配慮する。
- ・水辺に接する集客施設については、できるだけ水辺へのアクセスを確保するなど、うるおいを感じる空間づくりを行う。
- ・海上や対岸、橋上からの見え方にも配慮し、全体としてまとまりが感じられるシルエットにするなど、建築物のデザインや色彩に配慮する。

○大規模土木構造物や建築物からなる港らしい景観の形成

- ・大規模な橋梁や港湾構造物などは、周囲と調和した港らしい大スケールなパノラマ景観を

形成する。

- ・大規模な工場や物流倉庫が立地するエリアでは、周辺に住宅や商業施設など様々な用途・機能が混在していることを踏まえ、周囲と調和した港らしい景観を形成する。

○豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成

- ・住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。
- ・周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることでできる親しみとにぎわいの景観を形成する。
- ・大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。
- ・ランドマークとなる大規模建築物を中心とした魅力あるシルエットの形成などにより、港らしい眺望景観を創出する。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、客船ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・ランドマークとなる大規模建築物などの魅力的なライトアップにより、港らしい夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

③臨海景観形成区域の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）	
・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。	
建築物の建築等	
配置	・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、海上、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物については魅力的なシルエットを形成するとともに、周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成するよう形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、

	主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物について、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。
塀・柵	・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる大規模建築物などの良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、海上、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫

	する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような工作物については魅力的なシルエットを形成するとともに、周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成するよう形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる工作物の良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。

3) 一般区域

①一般区域の対象範囲

一般区域は、都心景観形成区域、臨海景観形成区域及び重点届出区域を除く市域全域を対象範囲とします。

基本届出区域

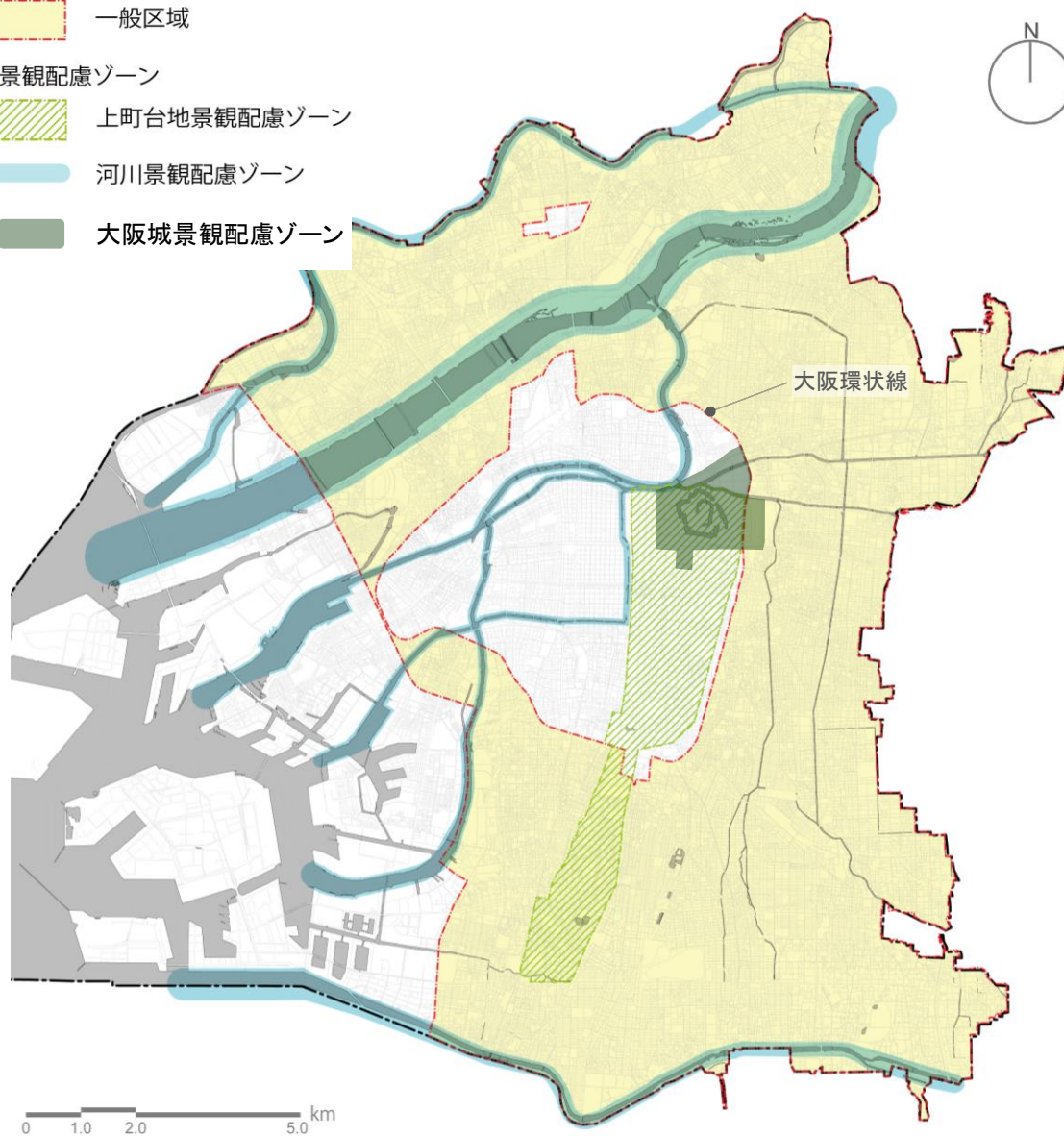
一般区域

景観配慮ゾーン

上町台地景観配慮ゾーン

河川景観配慮ゾーン

大阪城景観配慮ゾーン



②一般区域の景観形成方針

○豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成

- ・住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。
- ・周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることでできる親しみとにぎわいの景観を形成する。
- ・大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、駅前や幹線道路沿道の商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【上町台地景観配慮ゾーン】

○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成

- ・坂の下からよく視認できる建築物については、坂の下からの見え方にも配慮し、周辺との調和や圧迫感の軽減などについて、配置・意匠等を工夫する。
- ・周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみ・古墳など、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。
- ・地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。

【大阪城景観配慮ゾーン】

○ランドマークの魅力を感じさせる眺望景観の形成

- ・大阪城天守閣の眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、大阪の象徴的な眺望景観を創出する。
- ・大阪城天守閣への眺望を保全できるよう努める。

○ランドマークをいかした夜間景観の形成

- ・大阪城天守閣を際立たせるとともに、周辺の歴史的景観資源との調和、来訪者を迎え入れる雰囲気づくり、活気・にぎわいと秩序との共存など、ランドマークをいかした夜間景観の創出に努める。

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外

広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

大川沿川地域の方針

○「水辺の魅力」を高める

- ・良好な河川水質や、夜間も安全で快適な水辺の連続した歩行者空間及び周辺から水辺へのアプローチの確保などに努めるとともに、周辺と調和のとれた建築物低層部や敷地のデザインとすることなどにより、「水辺の魅力」を高め、人々が伝統行事に集い、川沿いのまちなみの変化が楽しめる、やすらぎや親しみある水辺空間を形成する。

○「川沿いのまちなみ」の形成

- ・川岸や橋上などの眺める場所や季節、時間帯によって変化する多様で、美しい眺望を有する水辺の景観特性をいかすと共に、川沿いの建築物や構造物などの輪郭や中高層部のデザインについて、周辺とのバランスに配慮することにより、水・緑とまちが調和した「川沿いのまちなみ」を形成する。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

③一般区域の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・接道部に空地を設け、緑化に努める。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・坂の下からの見え方を意識し、壁面の分節化や緑化などにより圧迫感を軽減させるなど、建築物の形態意匠を工夫する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する 【河川景観配慮ゾーン】

	・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・大川や安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場からの大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。

	【上町台地景観配慮ゾーン】 ・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣への眺望を遮蔽しないような配置計画に努める。
塀・柵	・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見

	える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないように努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・大川や安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、工作物上部の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に

	面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
--	---

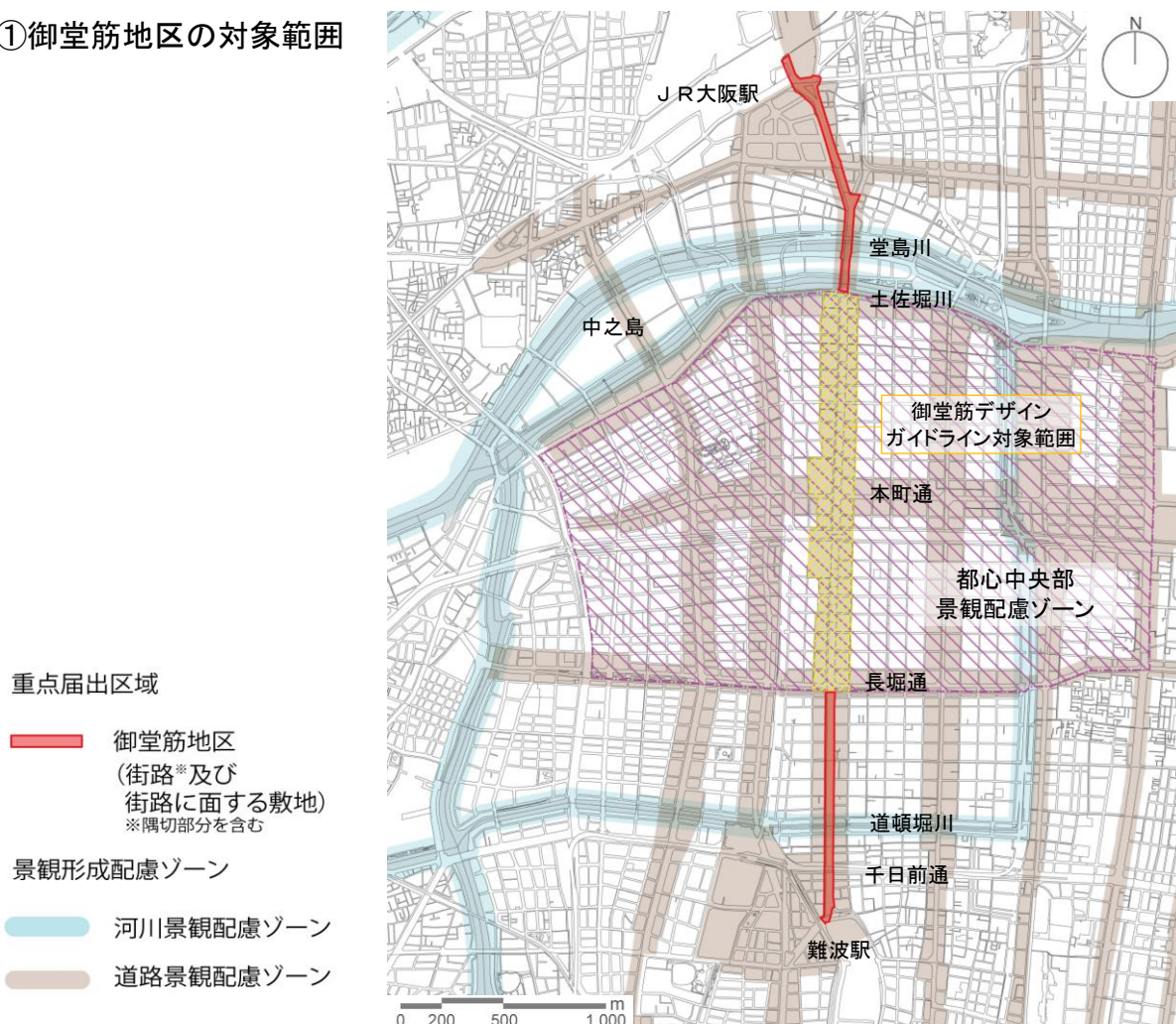
(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。

(3-2) 重点届出区域の景観形成方針及び景観形成基準

1) 御堂筋地区

①御堂筋地区の対象範囲



②御堂筋地区の景観形成方針

○大阪のシンボルストリートにふさわしい風格とにぎわいをあわせもつ街路景観の形成

- ・大阪のシンボルストリートとして形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、風格のあるまちなみとしていく。
- ・駅前空間周辺や道頓堀周辺では、秩序あるにぎわいが表出する魅力的なまちとしていく。
- ・まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーションを配慮して計画する。
- ・まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
- ・建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、個性ある質の高い外観とする。
- ・建築物の壁面を後退させることにより、花と緑のあふれた人々が憩える歩行者空間を創出する。

- ・修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうおいある街路景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【都心中央部景観配慮ゾーン】

○まちの魅力の創造

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

道頓堀川沿川地域の方針

○「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道に行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。

○「川沿いの魅力」を高める

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの

繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。

道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。

中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）地域の方針

○「水辺をいかしたまちなみ」の形成

御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。

御堂筋以东：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物や構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。

○水辺の魅力を高める眺望景観の形成

- ・高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

○通りに沿った見通し景観の形成

- ・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

（留意事項）

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

御堂筋地区の景観形成方針のイメージ



③御堂筋地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項(建築物・工作物)

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	・1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設け、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は花や緑の設置に努める。 ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 ・上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 ・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 【道路景観配慮ゾーン】
----	--

	・建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階 部 の 形 態	・通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 ・シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 ・車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 【河川景観配慮ゾーン】 ・とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。
高 さ	・敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。
建 築 物 の 間 口 幅 及 び 建 築 面 積	・建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。
外 壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 ・低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材 料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。

色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合

	は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 【河川景観配慮ゾーン】

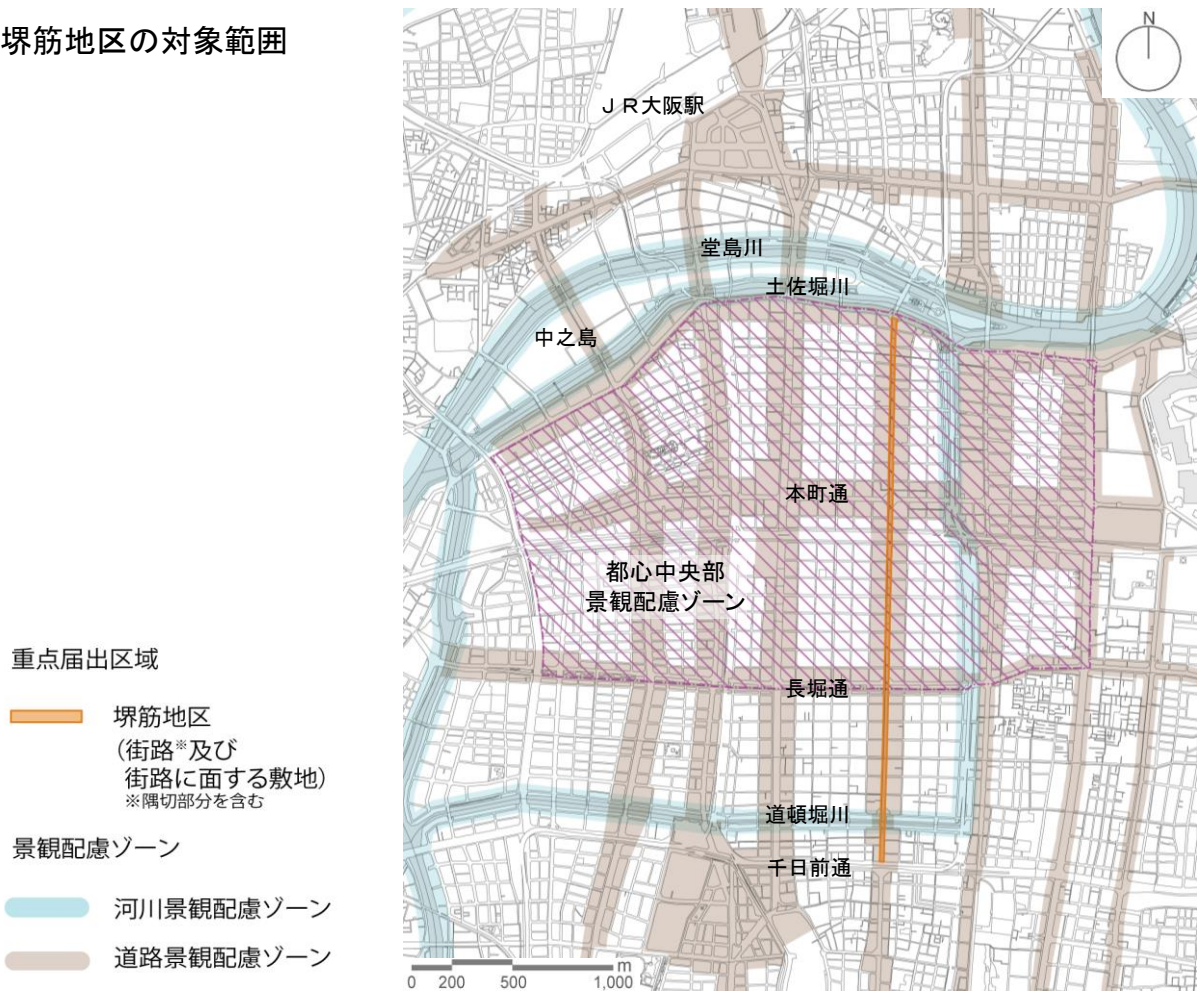
	・ 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。
--	--

(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

2) 堺筋地区

①堺筋地区の対象範囲



②堺筋地区の景観形成方針

○歴史あるビジネス街における落ち着きとにぎわいをあわせもつ街路景観の形成

- ・歴史ある代表的なビジネス街として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、落ち着きのあるまちなみとしていく。
- ・道頓堀周辺では、秩序あるにぎわいが表出する魅力的なまちとしていく。
- ・まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーションを配慮して計画する。
- ・まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物が調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
- ・建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、落ち着きのある外観とする。
- ・建築物の壁面を後退させることにより、快適な歩行者空間を創出する。
- ・修景上ポイントとなる建築物や河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。

- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある街路景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【都心中央部景観配慮ゾーン】

○まちの魅力の創造

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまじりの感じられるまちなみを形成する。

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

道頓堀川沿川地域の方針

○「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道を行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。

○「川沿いの魅力」を高める

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。

道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

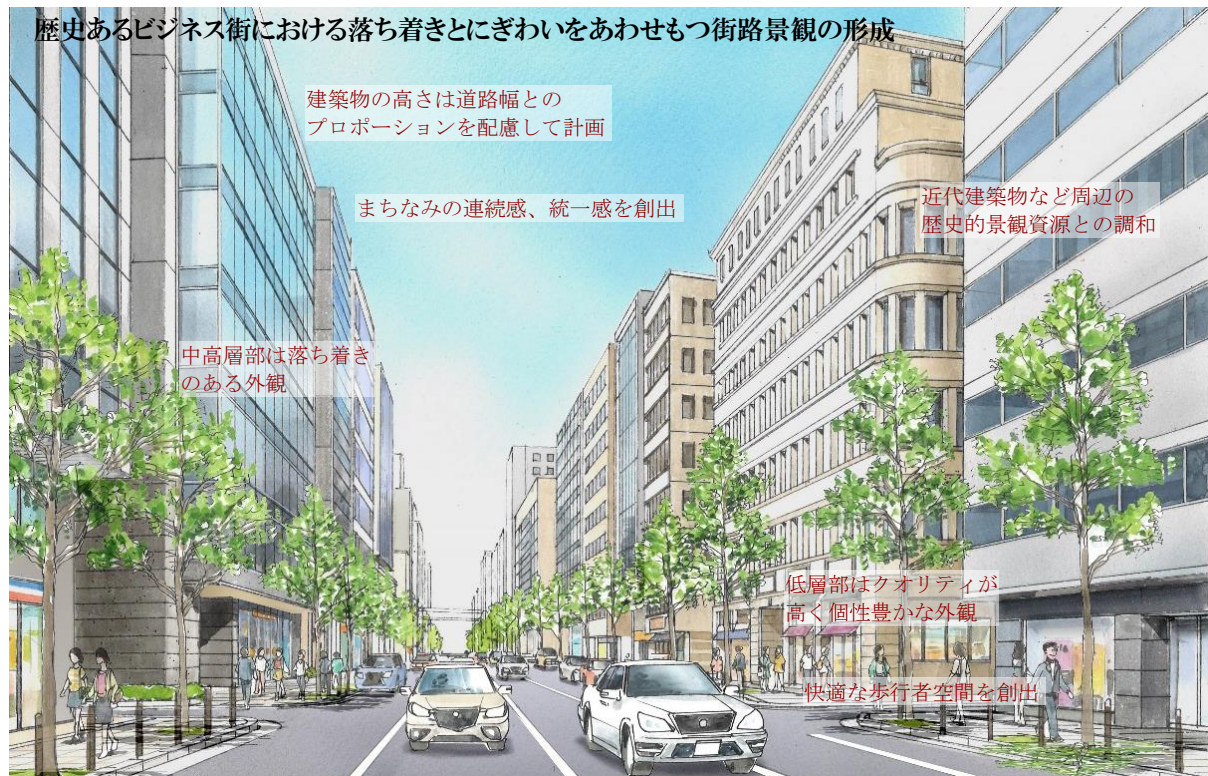
○通りに沿った見通し景観の形成

- ・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

堺筋地区の景観形成方針のイメージ



③堺筋地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項(建築物・工作物)

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	・1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退し、その部分は歩行者空間とする。 ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 ・上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。
----	---

	- 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 - 建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階 部 の 形 態	- 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 - シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 - 車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 【河川景観配慮ゾーン】 - とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。
高 さ	敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。
建 築 物 の 間 口 幅 及 び 建 築 面 積	建築物の間口幅は 10m以上、建築面積は 200 m²以上となるよう努めるものとする。
外 壁	- 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 - 建築物の正面だけでなく、当該街路等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 - 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 - 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 - 低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 【河川景観配慮ゾーン】 - 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 - 道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 - 景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する
バルコニー等	- 建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材 料	- 外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 - 外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色 彩	- 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 - 周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 - 色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） - 彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これに

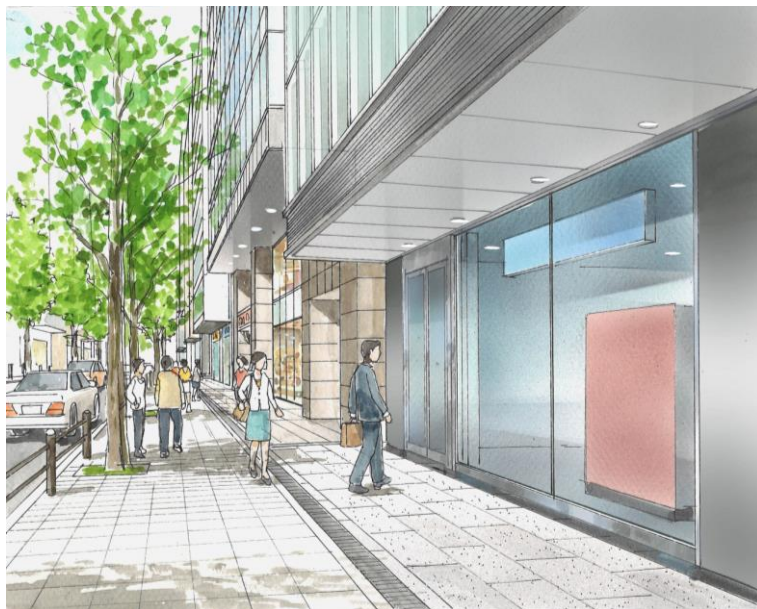
	よるものとする。 ・外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。
屋外階段	・当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・当該街路等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、当該街路等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。

	・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

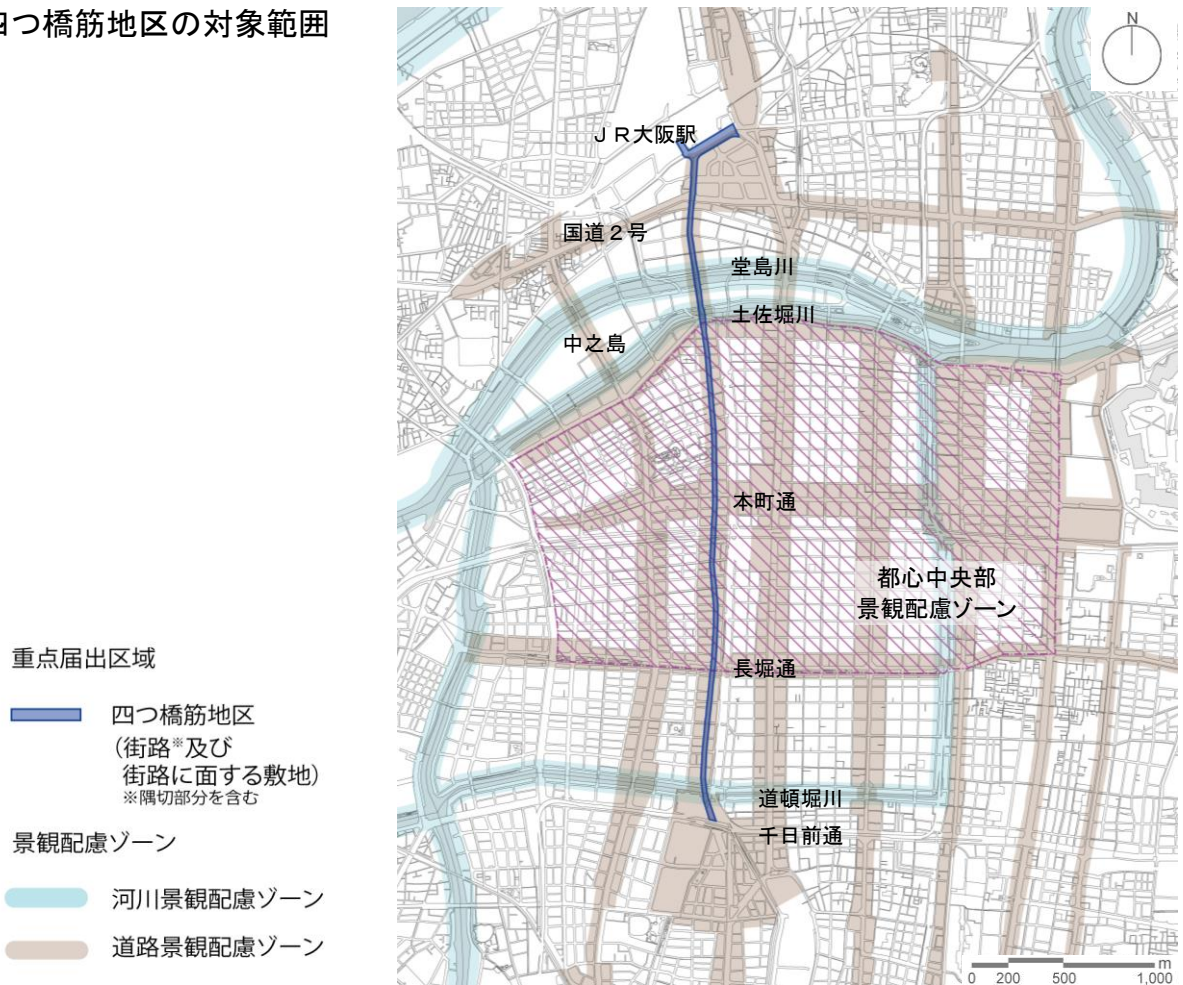
配置基準（1階の外壁後退）のイメージ



連続する壁面後退により快適な歩行者空間を創出する

3) 四つ橋筋地区

①四つ橋筋地区の対象範囲



②四つ橋筋地区の景観形成方針

○ビジネス街としての落ち着きがあり緑豊かな街路景観の形成

- ・緑豊かなビジネス街として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、緑と調和した落ち着きのあるまちなみとしていく。
- ・まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーションを配慮して計画する。
- ・まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物が調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
- ・建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、緑と調和した落ち着きのある外観とする。
- ・建築物の壁面を後退させることにより、快適な歩行者空間を創出する。
- ・修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。

- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある街路景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特성에応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【都心中央部景観配慮ゾーン】

○まちの魅力の創造

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまじりの感じられるまちなみを形成する。

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

道頓堀川沿川地域の方針

○「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道に行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。

○「川沿いの魅力」を高める

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。

道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして

人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。

中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）地域の方針

○「水辺をいかしたまちなみ」の形成

御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。

○水辺の魅力を高める眺望景観の形成

御堂筋以西：高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

・高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

○通りに沿った見通し景観の形成

- ・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

（留意事項）

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

四つ橋筋地区の景観形成方針のイメージ



③四つ橋筋地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項(建築物・工作物)

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	・1階の外壁(原則として柱及び建築物に附属する塀を含む)は、当該街路から(隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から)1m以上(敷地面積が500㎡を超えるものは2m以上)後退し、その部分は歩行者空間とする。 - ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 ・上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 ・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1階部の形態	・通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 ・シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 ・車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 【河川景観配慮ゾーン】 ・とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。
高さ	・敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。
建築物の間口幅及び建築面積	・建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 ・低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。

	【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に

	設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地

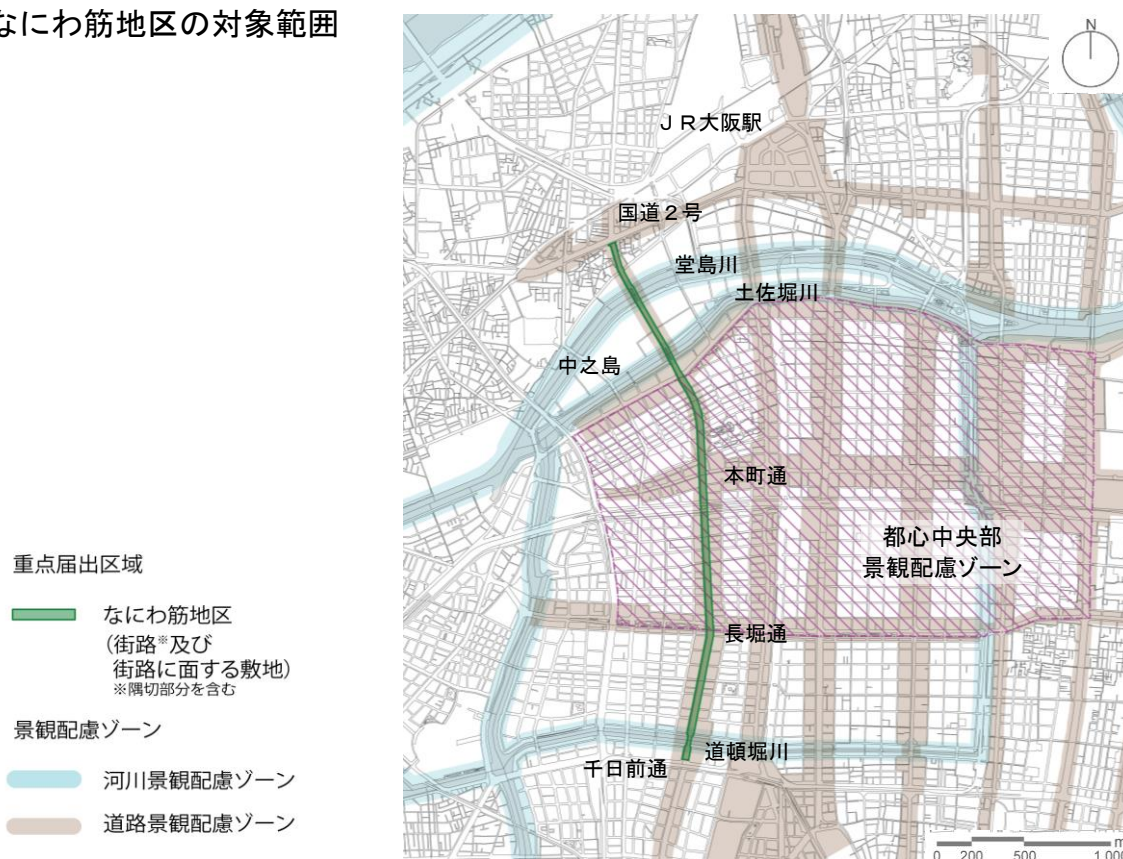
	では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・ 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・ 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 【道路景観配慮ゾーン】 ・ 景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・ 照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・ 光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・ 周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・ 景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・ 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。

(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

4) なにわ筋地区

①なにわ筋地区の対象範囲



②なにわ筋地区の景観形成方針

○豊かなみどりと調和したゆとりある街路景観の形成

- ・緑豊かな、業務、商業、居住機能が融合する複合市街地として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、緑と調和したまちなみとしていく。
- ・まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーションを配慮して計画する。
- ・まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
- ・建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、緑と調和した落ち着いた外観とする。
- ・建築物の壁面を後退させることにより、その部分の緑化を推進する。
- ・修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある街路景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針**【都心中央部景観配慮ゾーン】****○まちの魅力の創造**

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。

【河川景観配慮ゾーン】**○水辺に映える景観の形成**

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

道頓堀川沿川地域の方針**○「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成**

道頓堀川西部（浮庭橋以西）：水辺に面する建築物は橋上や水上からの眺めを意識したデザインの工夫や、周囲の建築物にも配慮し、敷地の植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるように努めることにより、ゆとりと安らぎの感じられる開放的な水辺のまちなみを形成する。

○「川沿いの魅力」を高める

道頓堀川西部（浮庭橋以西）：広がりのある開放的な河川の特徴をいかし、ゆとりと安らぎを感じられる水辺空間の形成や河川の水質浄化などに努める。また、橋梁など構造物のデザインは、魅力ある水辺空間の構成要素の一つとして水辺からの眺めや、中景、遠景も意識したデザインの工夫に努める。

中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）地域の方針**○「水辺をいかしたまちなみ」の形成**

御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。

○水辺の魅力を高める眺望景観の形成

御堂筋以西：高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的

な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・ 高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・ 通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・ 道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

○通りに沿った見通し景観の形成

- ・ 見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

なにわ筋地区の景観形成方針のイメージ



③なにわ筋地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項(建築物・工作物)

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	・1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設ける。なおその部分は緑化に努める。 - ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 ・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1階部の形態	・通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 ・シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 ・車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 【河川景観配慮ゾーン】 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。
高さ	・敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。
建築物の間口幅及び建築面積	・建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 ・低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫

	するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。

植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするな

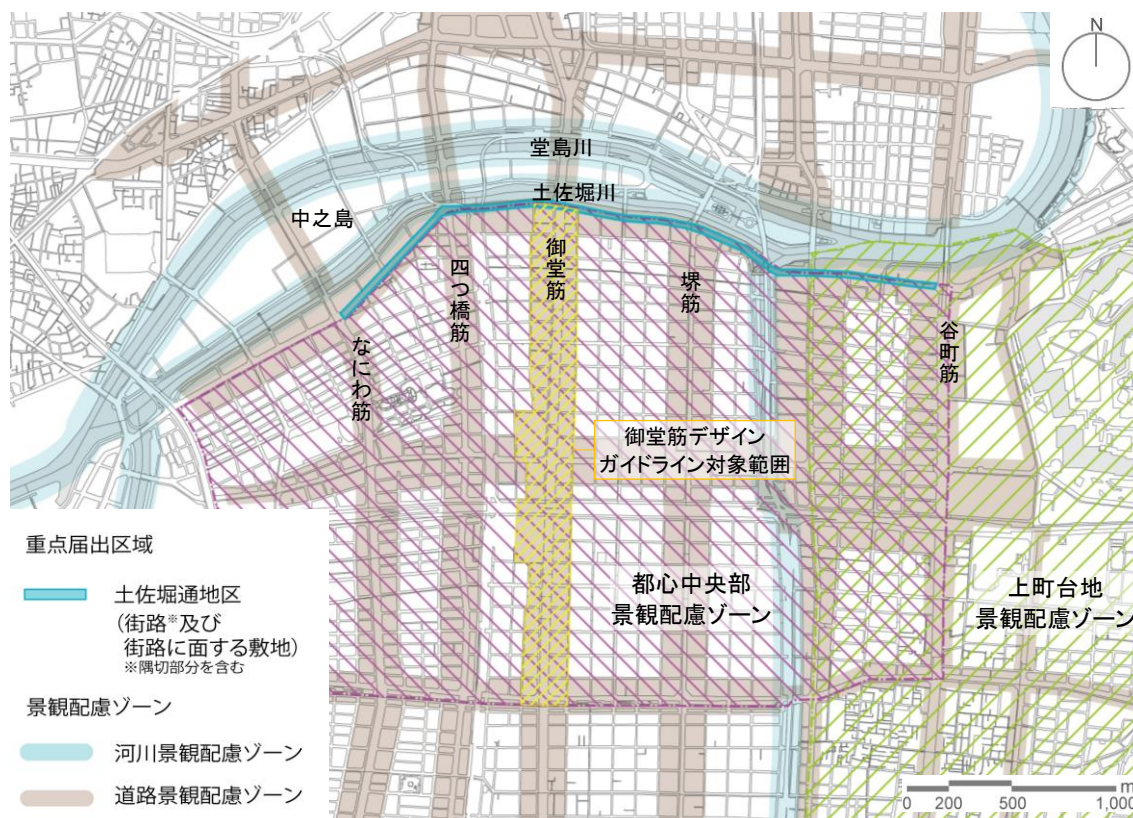
	ど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

5) 土佐堀通地区

①土佐堀通地区の対象範囲



②土佐堀通地区の景観形成方針

○水辺の気配とビジネス街としての落ち着きを感じさせる街路景観の形成

- ・ 古くからのビジネス街として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、大阪を代表する優れた水辺景観と調和した落ち着きのあるまちなみとしていく。
- ・ まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーションを配慮して計画する。
- ・ まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・ 近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・ 建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
- ・ 建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、水辺景観と調和した落ち着きのある外観とする。
- ・ 水辺への見通し確保や建築物の壁面を後退させることにより、快適な歩行者空間を創出する。
- ・ 修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・ 駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・ 建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある街路景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【都心中央部景観配慮ゾーン】

○まちの魅力の創造

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。

【上町台地景観配慮ゾーン】

○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成

- ・周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみなど、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。
- ・地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）地域の方針

○「水辺をいかしたまちなみ」の形成

御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。

御堂筋以东：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物や構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。

○水辺の魅力を高める眺望景観の形成

高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに

配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・ 高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・ 通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・ 道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

○通りに沿った見通し景観の形成

- ・ 見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

土佐堀通地区の景観形成方針のイメージ



③土佐堀通地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項(建築物・工作物)

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	なにわ筋～四つ橋筋	四つ橋筋～谷町筋	
		北側	南側
	・1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設ける。なおその部分は緑化に努める。	・大川・中之島への見通しが得られるよう計画などに工夫する。 - ただし、これにより難しい場合は、1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1.5m以上後退し、その部分は歩行者空間とする。	・1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1.5m以上後退し、その部分は歩行者空間とする。
	ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 ・上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 ・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・接道部に空地を設け、緑化に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。		
1階部の形態	・通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 ・シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 ・車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 ・1階部は土佐堀通から大川・中之島への見通しを確保するよう工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。		
高さ	・敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。		
建築物の間口幅及び建	・建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。		

築面積	
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 ・低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・大川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや水辺景観、建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。

屋外階段	・当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫す

	る。 ・工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・大川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

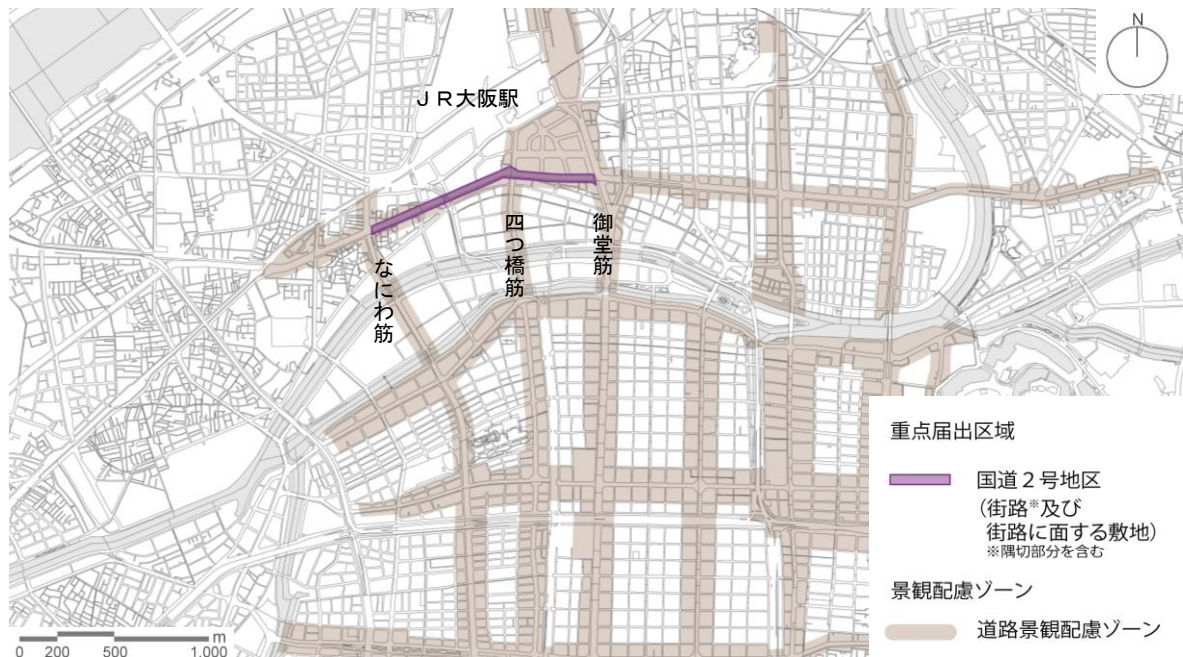
配置基準（大川・中之島への見通し）のイメージ



川側への見通しを確保することで、開放感を感じられるまちなみを創出する

6) 国道2号地区

①国道2号地区の対象範囲



②国道2号地区の景観形成方針

○にぎわいがにじみ出す大都市を貫く大通りの街路景観の形成

- ・キタのターミナルに接続する地区として、多くの人々を惹きつける開放感とにぎわいのあるまちなみとしていく。
- ・まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努める。
- ・まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
- ・建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、明度の高い外観とする。
- ・敷地際における歩行者空間や緑地の創出、それらの連続化など、人々が歩いて楽しめる都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。
- ・修景上ポイントとなる建築物や公園などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある街路景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

国道2号地区の景観形成方針のイメージ



③国道2号地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項(建築物・工作物)

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	・当該街路沿いに空地を設け、その部分は歩行者空間とするか緑化に努める。 ・上記により設けた歩行者空間は、公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段
----	--

	差を設けないよう努める。 - 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 - 建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階 部 の 形 態	- 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 - シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 - 車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。
建 築 物 の 間 口 幅 及 び 建 築 面 積	建築物の間口幅は 10m以上、建築面積は 200 m²以上となるよう努めるものとする。
外 壁	- 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 - 建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 - 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 - 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 - 低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 【道路景観配慮ゾーン】 - 景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	- 建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材 料	- 外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 - 外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色 彩	- 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた明度の高い色彩とする。 - 周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 - 色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） - 彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 - アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。
屋外階段	当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	- 配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街

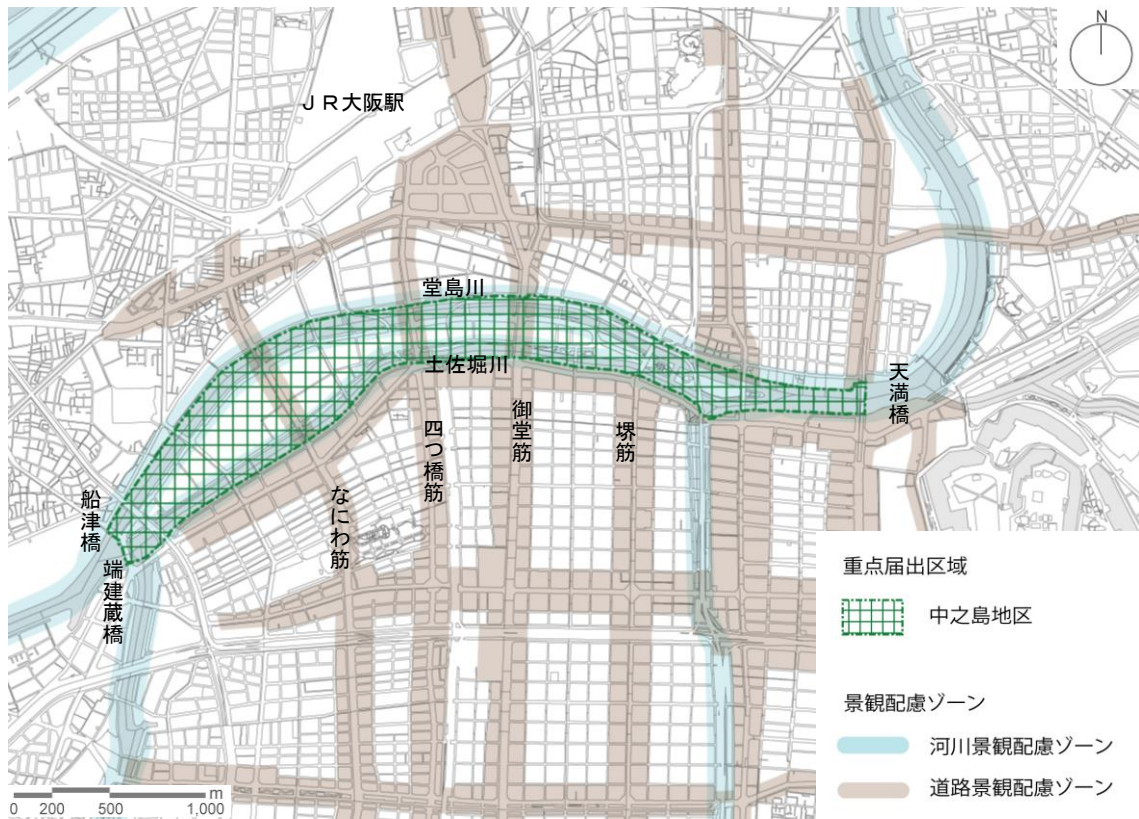
	路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。

（留意事項）

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

7) 中之島地区

①中之島地区の対象範囲



②中之島地区の景観形成方針

○水都大阪のシンボルにふさわしいというおいと風格を感じさせる都市景観の形成

- ・中之島西部（御堂筋以西）では、水辺に囲まれた地域特性や周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、国際的な業務・文化・学術・交流の拠点にふさわしい、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。
- ・中之島東部（御堂筋以東）では、水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ、風格ある都市景観を形成する。
- ・歴史的空間である東部と新しい都市活動の空間である西部をつなぐ、ゆったりと散策・回遊できる緑道や遊歩道の整備に努め、歴史や伝統と新しい都市の魅力にあふれた、水の都大阪のシンボルにふさわしい都市景観を形成する。
- ・まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努める。
- ・まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・建築物の低層部や敷地は、水辺の立地特性や周辺との調和に配慮したデザインなどを行い、水辺のまちの魅力を高めるまちなみを形成する。
- ・建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、水辺景観と調和した落ち着いた質の高い外観とする。
- ・建築物の壁面を後退させることにより、緑豊かな歩行者空間を創出する。

- ・修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・護岸や橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）地域の方針

○水辺の魅力を高める眺望景観の形成

- ・高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

○通りに沿った見通し景観の形成

- ・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

（留意事項）

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

中之島地区の景観形成方針のイメージ



中之島西部

中之島東部

③中之島地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項(建築物・工作物)

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	・外壁（建築物に附属する塀を含む）は道路からできるだけ（中之島通に面する敷地の外壁については、当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2 m以上）後退し、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は緑化に努める。 ・ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 ・上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 ・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階部の形態	・通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 ・シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。

外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 ・低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや水辺景観、建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合はこれによるものとする。 ・外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。

	る。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないように工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスマード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、主たる道路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。 ・御堂筋から見える位置に自動販売機を設置しない。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。
塀・柵	・主たる道路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川の敷地で河川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。

	・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、護岸や橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

配置基準（歩行者空間）のイメージ



緑豊かな歩行者空間を創出する

4 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ）

屋外広告物は、景観形成上、重要な要素であるため、重点届出区域において、景観法第8条第2項第4号イの「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めるほか、屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物についても、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為として都市景観条例の届出の対象とし、重点的な景観形成を図ります。

（1）屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物は、まちの情報を広く提供し経済活動の円滑化に不可欠なものである一方、都市景観に影響を与える重要な要素でもあります。無秩序な状態で氾濫すると、街の美観や自然の風致を損なうことにもなりかねません。逆にデザイン的に配慮された広告物を計画的に配置することにより、風格の創出だけでなく、秩序あるにぎわい景観を生み出すこと等も可能です。

そこで、屋外広告物が、重点届出区域のそれぞれの地区の方針を踏まえ、良好な景観を形成していく上で重要な役割を果たすべく、以下の考え方に基づいた屋外広告物の設置等に関する基準を定め、風格の創出やにぎわい形成など、地域固有の特性に応じた都市景観を形成していくことを推進していきます。

【景観誘導の考え方】

○良好なまちなみの形成に資するものとなるようデザイン性の高いものを誘導

- ・特に、周辺景観への影響の大きい高層部に設置される屋上広告物は、周辺との調和に配慮した形態意匠を誘導する。
- ・周辺景観への影響の大きい中高層部に設置される壁面広告物や突出広告物は、にぎわい形成に資する低層部への設置を誘導する。
- ・地域の特性を踏まえ、風格の創出やまちの活性化等を意識し、さらにきめ細やかな景観コントロールを行う。

【屋外広告物に関する景観誘導のイメージ】



（２）事前協議等の対象となる行為、範囲及び種類

- ・屋外広告物の事前協議、許可申請及び届出の対象となる行為は次のとおりです。

【都市景観条例に基づく事前協議】

重点届出区域内での新設又は変更（意匠のみの変更を含む。）

【屋外広告物条例に基づく許可申請（新規及び変更）】

屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定によるもの

【都市景観条例に基づく届出】

重点届出区域内での新設又は変更（意匠のみの変更を含む。）のうち、屋外広告物条例に基づく許可申請（新規及び変更）以外のもの

- ・重点届出区域の各地区の対象範囲は次のとおりです。

【御堂筋地区・堺筋地区・四つ橋筋地区・なにわ筋地区・国道2号地区】

当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

ただし、当該街路から視認できないものを除きます。

【土佐堀通地区】

当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

ただし、当該街路の南側敷地内の、当該街路から視認できないものを除きます。

【中之島地区】

当該地区内の敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

- ・対象となる屋外広告物の種類

種 類	備 考
屋上広告物	屋上広告塔、屋上広告板、その他これらに類するもの
壁面広告物	壁面広告板、広告幕、ガラス面に貼付するもの、 はり紙、その他これらに類するもの
地上広告物	地上広告塔、地上広告板、立看板、その他これらに類するもの
突出広告物	突出看板、バナー広告、その他これらに類するもの

- ・対象とならない屋外広告物の種類（設置不可）

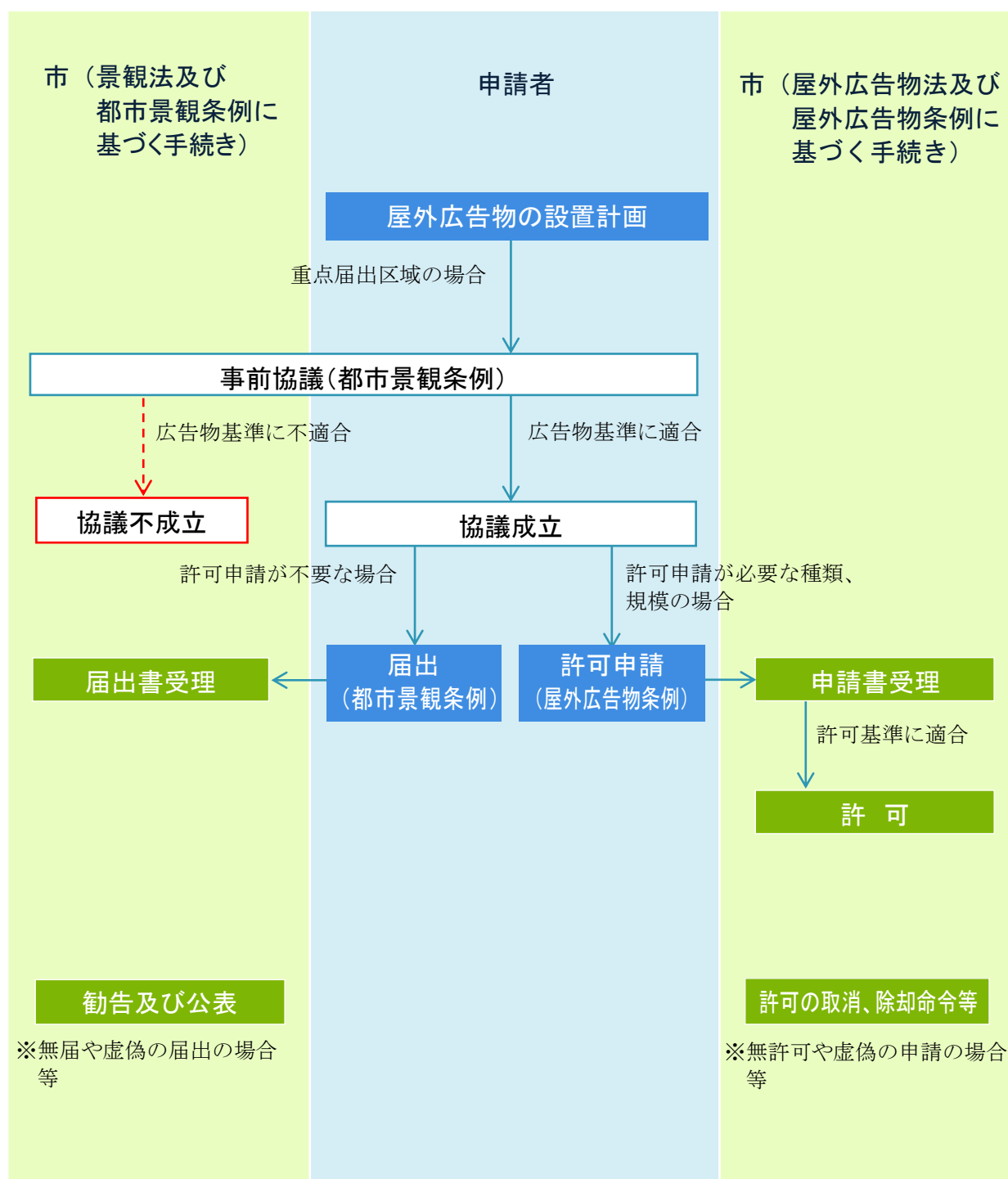
種 類	備 考
地上広告物	広告旗（のぼり）
その他	アドバルーン

※上記定めないものは個別協議を行う。

（３）屋外広告物の許可申請・届出までの流れ

重点届出区域内においては、屋外広告物条例に基づく許可申請及び都市景観条例に基づく届出の前の段階で、屋外広告物の意匠、設置位置、及び大きさ等に関する事前協議を行います。

申請又は届出内容が広告物基準に適合しない場合は、勧告及び公表等の対象となります。



(4) 広告物基準

1) 御堂筋地区

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

	大阪駅前～土佐堀通	長堀通以南
意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。	
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。
	・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	
壁面広告物	・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築	—

	物の高さ 10m を超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。	
壁面広告物	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、外壁面積の 10 分の 1 以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10 m 以下の部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内、建築物の高さが 10m を超える部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内とする。	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m 以下の部分へはその部分の外壁面積の 3 分の 1 以内、建築物の高さが 10m を超える部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内とする。ただし、建築物の高さが 10m 以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。
	- 建築物の間口が 80m を超える建築物については、建築物の間口が 80m を超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 - 外壁面からの出幅は、30 cm 以内とする。	
地上広告物	- 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m 以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m 以内とする。 - 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 - 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 - 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 - 通行の妨げにならないものとする。	
突出広告物	- 歩道への突出幅は、1 m 以内とする。 - 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が 0.8m 以内のものにあっては、2.5m 以上とすることができる。 - 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。	
その他	- 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 - 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 - ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。	

(留意事項)

- 他の重点届出区域、広告物景観形成地区又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川又は道頓堀通に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。
- 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

2) 堺筋地区

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

	土佐堀通～長堀通	長堀通以南
意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。	
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	
壁面広告物	・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。	・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の3分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。ただし、建築物の高さが10m以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。
	・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30cm以内とする。	

地上広告物	・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・ 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・ 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・ 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・ 歩道への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。 ・ 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6 m 以内のものにあつては、2.5m 以上とすることができる。 ・ 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・ 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域、広告物景観形成地区又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川又は道頓堀通に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。
- ・ 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

3) 四つ橋筋地区

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30cm以内とする。

地上広告物	・地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・歩道への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。 ・歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6 m 以内のものにあつては、2.5m 以上とすることができる。 ・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

4) なにわ筋地区

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30cm以内とする。

地上広告物	・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・ 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・ 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・ 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・ 歩道への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。 ・ 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6 m 以内のものにあっては、2.5m 以上とすることができる。 ・ 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・ 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・ 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

5) 土佐堀通地区

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみ、水辺景観や建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80m

	を超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・ 外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。
地上広告物	・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・ 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・ 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・ 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・ 歩道への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。 ・ 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6 m 以内のものにあつては、2.5m 以上とすることができる。 ・ 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・ 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・ 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

6) 国道2号地区

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、明度の高いものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
その他	・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

7) 中之島地区

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみ、水辺景観や建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2 m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3 m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4 m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6 m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。
地上広告物	・地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・表示面積は、1面につき5 m²以内とする。 ・表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が1,000 m²を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。

	・道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・歩道への突出幅は、歩道幅4m以上の場合 1.2m以内、歩道幅4m未満の場合 0.8m以内とする。 ・歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4m以上では 0.9m以内、歩道幅4m未満では 0.6m以内のものにあっては、2.5m以上とすることができる。 ・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。 ・点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

景観形成上重要な役割を果している建造物や樹木を適切に保全・活用していくため、景観法第8条第2項第3号に基づき、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定に向けて取り組みます。

（１）「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針

次の①及び②に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意向を踏まえ「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」として、指定します。

- ① 歴史的又は文化的に価値が高いと認められたもの
- ② 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけているもの

（２）「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定基準

本市においては、景観法施行規則第6条第1項、第2項イ及び第11条に定められる指定基準（次の①及び②）に加え、市独自に③の基準を定めます。

- ①地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- ③美観性、地域性、歴史・文化性、視認性が高いもののうち、特に周囲のランドマークになる等、地域の景観的影響が大きいもの

6 景観重要公共施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準（法第8条第2項第4号ロハ）

道路、河川、公園などの公共施設は、景観の骨格を構成する重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能となります。このため、景観法第8条第2項第4号ロハに基づく「景観重要公共施設」の制度を活用し、地域のまちづくりや観光まちづくりなどと連携して、都市の歴史や文化をいかした景観形成の核となる道路や、地域に親しまれる河川や都市公園などの公共施設を景観重要公共施設として指定し、良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行うものとします。

（１）景観重要公共施設の指定方針

景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす次の要件のいずれかを満たす施設を対象に指定します。

景観重要公共施設の指定の要件

- ①本市の景観の骨格を形成する道路、河川、公園等で、現に市のシンボルとなっており、良好な景観形成を図る上で重要な公共施設
- ②重点的に景観形成を図る地域内及びその周辺に位置する主要な道路・公園・河川等の公共施設
- ③開発動向があり、本市の景観形成に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設

（２）景観重要公共施設の指定

景観重要公共施設として次の施設を指定します。

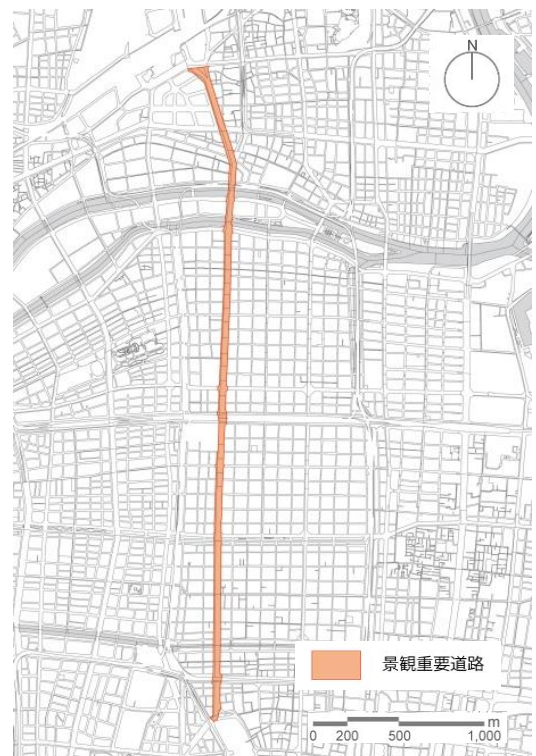
①良好な景観の形成に重要な道路（以下、「景観重要道路」という。）

【御堂筋（阪急前交差点～難波西口交差点）】

「御堂筋」は、本市のシンボルストリートであり、イチョウ並木が市指定文化財に指定されるなど、風格のある街路となっています。国道25号と国道176号から構成される幅員44mの道路で、阪急前から難波駅前までの間を「御堂筋」と愛称で呼ばれ、市民の方に親しまれており、大阪都心の顔としての魅力をいかす様々な取り組みが進められています。



御堂筋のイチョウ並木



②良好な景観の形成に重要な河川(以下、「景観重要河川」という。)

【土佐堀川】

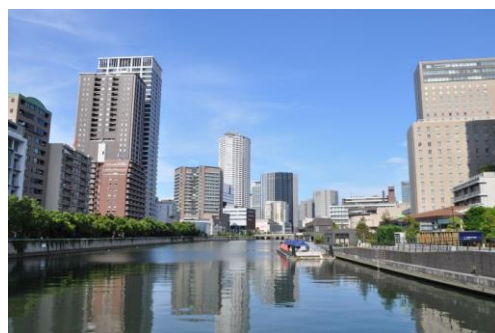
土佐堀川は中之島の南に位置する河川であり、沿川のまちなみや水辺の緑が連続的に見える象徴的な河川景観を形成しています。中之島公園や沿川の遊歩道からは親水性が確保され、市民に親しまれる水辺空間となっています。



土佐堀川

【旧淀川(堂島川・大川(天満橋から船津橋まで))】

堂島川・大川は中之島の北・東に位置する河川であり、沿川の建物群や水辺の緑が連続的に見える象徴的な河川景観を形成しています。沿川の道路や遊歩道からは水面や対岸のまちなみを眺めることができ、開放的な水辺空間となっています。



旧淀川(堂島川・大川)

土佐堀川、堂島川ではクルーズ船などの舟運が整備され、また様々な取り組みにより水都大阪を象徴する水辺景観の形成が進められています。



③良好な景観の形成に重要な公園(以下、「景観重要公園」という。)

【中之島公園】

明治24年に本市の都市公園第1号として開設された中之島公園は、堂島川・大川と土佐堀川に挟まれた水都大阪の象徴ともいえる都市公園です。近年、水都大阪の再生の象徴として中之島公園の再整備が完成し、大阪の風格や魅力を高める景観資源となっています。



公園全景



(3) 景観重要公共施設の整備に関する事項

整備に関する事項は、景観重要公共施設の整備にあたって、景観上配慮すべき事項について定めるものです。

①景観重要道路【御堂筋】の整備に関する事項

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す御堂筋地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい道路空間を形成します。

- ・ 歩道・自転車通行空間の舗装、横断防止柵、防護柱、照明灯、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等のデザインは、周辺地域の景観や沿道のまちなみと調和したものとするよう努める。
- ・ 連続した街路樹の景観を維持し、道路緑化に努める。
- ・ 公共サイン等については、周辺景観に調和したデザインとするとともに、統一感のある意匠や集約化に努める。
- ・ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。

②景観重要河川【土佐堀川、旧淀川(堂島川・大川)】の整備に関する事項

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい河川空間を形成します。

- ・ 護岸、転落防止柵、照明灯、その他河川の付属物となる工作物の適切な整備により、良好な景観の保全・創造に努める。
- ・ 公共サイン等については、周辺景観に調和したデザインとするとともに、統一感のある意匠や集約化に努める。
- ・ 施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。

③景観重要公園【中之島公園】の整備に関する事項

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、憩いや安らぎ、うるおいなどを感じる周辺景観と調和した美しいデザインの公園・緑地を形成します。

- ・公園内の植栽や園路、トイレやベンチなどの利便施設については、現状において周辺景観に調和したデザインとなっており、また公共サイン等については統一感のある意匠や集約化がなされている。

今後もこれらの施設等の適切な維持管理により、重要文化財である大阪市中央公会堂や大阪府立図書館等の周辺の建築物と調和した良好な景観維持に努める。

※適用除外項目（共通事項）

次の整備については、上記①～③の事項は適用されません。

- (i) 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- (ii) 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- (iii) 公共施設の日常管理・部分補修
- (iv) 地中に埋設するもの等で周辺の景観に影響を与えないもの
- (v) その他 事業コンペ（デザイン審査を行うもの）を行う場合や有識者に意見を聴取した場合

（4）景観重要公共施設の占用等の許可の基準

占用等の許可の基準は、景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるものです。

①景観重要道路【御堂筋】の占用等の許可の基準

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す御堂筋地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい道路空間を形成します。

- ・バス停留所の上屋、電話ボックス、電線共同溝地上機器、鉄道事業及び地下街の地上占用物件（地下鉄出入り口上屋・吸気塔類等）の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

②景観重要河川【土佐堀川、旧淀川（堂島川・大川）】の占用等の許可の基準

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい河川空間を形成します。

- ・河川内に新たに設ける建造物等の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

③景観重要公園【中之島公園】の占用等の許可の基準

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、憩いや安らぎ、うるおいなどを感じる周辺景観と調和した美しいデザインの公園・緑地を形成します。

- ・公園内に新たに設ける店舗等の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

※適用除外項目（共通事項）

次の占用等の許可については、上記①～③の基準は適用されません。

- (i) 案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの
- (ii) 景観計画変更の施行時点で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの
(外観の変更を生じないものに限る。ただし、同色であっても基調となる色の塗り替えを行う場合は、協議対象とする。)
- (iii) 工事等のために一時的に設置される仮囲いや足場等
- (iv) 催物等のために一時的（原則1ヶ月以内）に設置されるもの（広告物を含む。)